

保健・医療事業

【保健事業】

■健康についての相談

《健康相談》

被害者から提出される検診結果や相談・医療などの事業を通じて把握された健康データなどをもとに、検診受診後のフォローアップや必要な健康相談を行っています。

また、被害者が身近で健康管理のための予防・診断・治療・リハビリテーションを利用できるように、市町村等の行政や医療機関等に協力を求め、その活用の促進を図っています。

《健康懇談会》

健康懇談会は、被害者が自主的に健康づくりに取り組めるようにすることを目的に、フレイルや認知症など高齢期の健康課題について重要となるテーマで実施します。

健康を個人のレベルだけでとらえず、被害者同士が連帯して健康を守りあい、主体的に参加できることを目指しています。

■健診（検診）受診

○基礎検診

病気の早期発見・治療だけでなく、年1回自分自身の医学的な健康状態を知り、自主的な健康管理に活かすことを目的に検診事業を行っています。被害者が40歳に達してからは、住民として公的健診が受診できるようになり、自治体健診や職場健診の受診を毎年勧めています。障害のため配慮の必要なひかり手当・健康管理費対象者には、協会として検診項目を定めて協力医療機関で受診できるようにしています。

健診（検診）受診にかかった検診費、文書料などの経費は、「保健・医療費支給基準」に基づき援助をしています。

○がん検診

定年退職に伴い多くの被害者が国民健康保険に移行しても、引き続きがん検診を受診できるよう、救済事業協力員による「呼びかけ」活動を通じて健康意識を高め検診受診の定着に取り組んでいます。また、がん検診の費用や人間ドックの費用も援助して検診受診を促進しています。

○歯科検診／皮膚検診

口腔衛生と口腔機能の維持・向上は、心身の健康と質の高い生活を保持する上で基礎的かつ重要な役割を果たしています。アンケート①対象者全員が、年2回以上定期的にかかりつけ歯科医で受診するよう推奨します。協会の歯科検診を希望する場合は、協会が定めた内容の検診が受診できるようにしています。

点状白斑、角化症という皮膚の病変は、ひ素中毒に特有のもので、これまでその把握と経年的変化の追跡をしてきました。こうした皮膚症状のある被害者には、希望があれば皮膚特別検診を実施しています。

■健康管理費

2010年3月以前から、一定程度以上の症状があるために就業や家庭生活に何らかの制限を受け、特に主治医等から計画的・継続的な健康管理の指導・訓練を受けている被害者で、「健康管理費対象者基準」に該当する場合には、健康管理費（月額1～2万円）を支給しています。

【医療事業】

■被害者の健康状態と医療事業

医療事業は、被害の影響の不安を解消し、健康を回復し増進したいという被害者の切実な願いに応えるため、自主的健康管理の援助とともに重視しています。

森永ひ素ミルク中毒事件は、乳児期という生涯で最も旺盛な身体的・精神的発育が営まれる時期に主食として摂取したミルクに毒物が混入していたという事件です。そのため、ひかり協会は、継続的な健康管理と実態把握を行い、治療や養護は単に身体的のみならず、精神的・社会的な生活においても健康を回復・維持することを重視してきました。

被害者の健康状態は、20歳代の頃までは、アンケート調査（「健康と生活」実態把握）で「具合がよくない」と答える被害者が多く、同世代の国民一般よりも不健康を訴える被害者が多くありました。30歳頃より全体としてはだんだんと健康状態が安定し「具合がよくない」被害者は減少してきました。ただ、高齢化に伴い糖尿病の進行による合併症や、多くの生活習慣病発症の要因を抱える高リスク対象者が増加しています。

また、「2008年度実施の肝炎罹患調査の集計」や「2009年10月期における受療状況分析」において、「ひ素ミルクによる急性中毒の乳幼児への輸血等の医療行為によって、C型肝炎ウイルスの混じった血液を介して感染する機会が多く、アンケート①対象者に慢性肝炎・肝がんが多い」と指摘されました。したがって、市町村の肝炎対策との連携を図りながら被害者全員のウイルス検査を勧奨し、肝がん防止のために陽性者については肝炎診療ネットワークと連携した治療に繋げるなどの対策を図っています。

このような事件の性格と被害者の健康実態をもとに、被害者が安心してより良い医療を受けられるよう、医療保険制度の活用を基本に、必要な相談と給付事業を行っています。医療事業は次のようなものがあります。

《通院したとき》

医療保険制度を活用して診療を受け自己負担がある場合は、その医療費を援助しています。援助を希望する場合は、所定の申請書に領収明細書を添付し協会事務所に申請します。援助

要件は、保険診療分であり、医療機関の窓口への支払日の属する月の3ヵ月後の月末までの申請であることです。付加給付、高額療養費、公費負担医療制度などが適用される場合は、その額を控除した額が対象になります。

《入院したとき》

通院したときと同様、入院した場合も保険診療の費用を援助しています。入院（室料）差額や入院時食事療養費・入院時生活療養費については、「保健・医療費支給基準」に基づき費用の一部を援助しています。また、生活手当対象者には入院付添費についても、「保健・医療費支給基準」に基づき援助しています。

《障害のある人等の場合》

一定程度以上の障害・症状のある被害者（ひかり手当・健康管理費の対象者）、無医地区・準無医地区・理事長が認めた離島在住の被害者には、通院時の交通費を全額援助しています。それ以外の被害者が、がん・ウイルス性肝炎の治療を受けるために発生した交通費については、50%援助しています。

《支給対象とならない場合》

労働者災害補償法、公害健康被害補償法、公費負担医療制度、自動車損害賠償法などの他制度によって負担される医療費等の適用を受けることができる場合、及び保険外医療費の場合は、医療費の支給対象になりません。